

千葉市告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和3年2月10日

千葉市長 熊谷俊人

名 称	所 在 地	指定年月日
(診療所)		
そがセントラルクリニック	千葉市中央区宮崎町561-1	令和3年1月1日
(薬局)		
サンドラッグ宮野木薬局	千葉市花見川区朝日ヶ丘 1-35-10	令和3年1月1日
マツナガファーマシー	千葉市緑区おゆみ野中央 4-23-13	令和3年1月1日
ウエルシア薬局千葉さつきが丘店	千葉市花見川区さつきが丘 1-31-3	令和3年2月1日